

「託送供給等に係る収入の見通し」の 変更承認申請の概要について

2023年10月17日
九州電力送配電株式会社



九州電力送配電

- 当社は、本年9月29日、電気事業法第17条の2第4項に基づき、「託送供給等に係る収入の見通し」の変更承認申請を行いました。
- 2024年4月の発電側課金制度導入に向けて、今後、発電側課金に係る料金の設定及び需要側託送料金の見直しを予定しています。今回、これにあわせ、昨年12月に承認を受けたレベニューキャップ制度における「収入の見通し」※について、国の審議会での整理等を踏まえ、申請・承認時点では織り込むことができなかった費用や事業者の裁量によらない外生的な費用の変動など、確定した実績等を反映するものです。

※ 第1規制期間（2023～2027年度）の収入の見通し4,975億円（5か年平均）

- 今回申請した収入の見通しは、本会合における審査等を経て、経済産業大臣から承認された後、これに基づき、発電側課金制度を踏まえた託送料金を算定し、託送供給等約款の認可申請を行う予定です。
- 当社は、レベニューキャップ制度の目的である「必要な投資の確保」と「コスト効率化」を両立し、再エネの主力電源化やレジリエンス強化などを図るため、着実な投資と効率化の実施に取り組んでまいります。

- 今回申請した収入の見通しについては、2022年12月申請・承認（以下、直近承認）時点では織り込むことができなかった費用や事業者の裁量によらない外生的な費用の変動など、確定した実績等の反映により、直近承認値4,975億円（2023～27平均）と比べ、+52億円の5,027億円（2024～27平均）となります。

<収入の見通しの内訳>

[億円]

区分	申請値 ①	直近承認値 ②	変動額 ①－②	主な変更内容
制御不能費用※1	1,711	1,663	+48	・直近承認時点での未織込み費用（+51） ・外生的な費用の変動（▲3）
事後検証費用※2	328	323	+4	・情勢変化に伴う費用変動（+4）
その他※3	2,989	2,989	0	—
合計※4	5,027 (25,084)	4,975 (24,874)	+52 (+209)	—

※1 制御不能費用・・・一般送配電事業者の裁量によらない外生的な費用や効率化が困難な費用

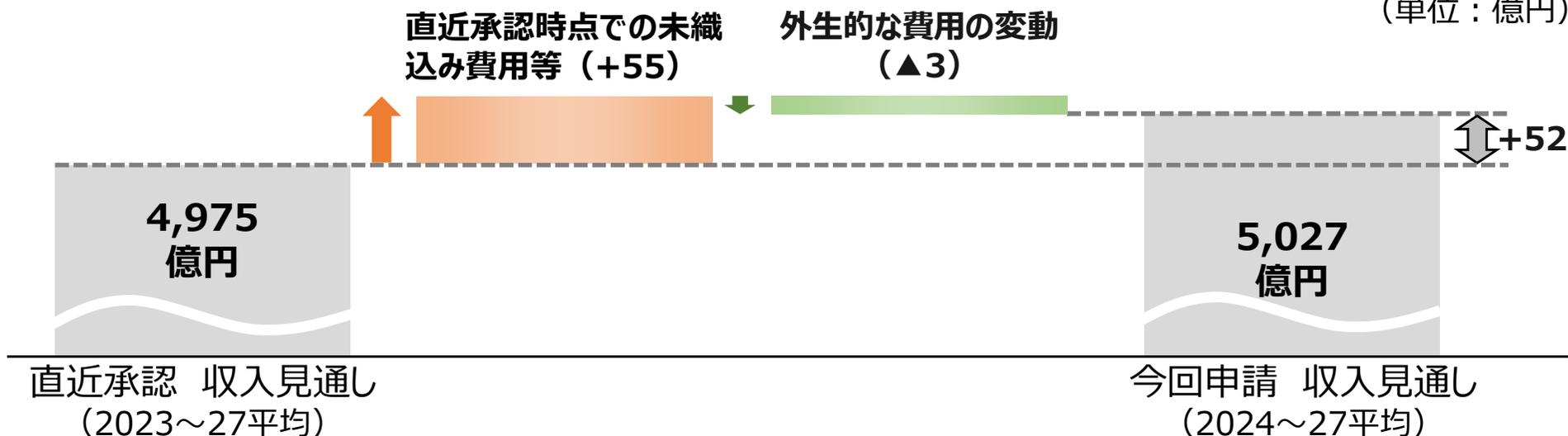
※2 事後検証費用・・・外生的な要因に影響を受ける一方で、一定の効率化を求められる費用

※3 その他・・・OPEX（送配電業務の運用に必要となる事業運営費）、CAPEX（送配電業務に係る設備投資関連費用）など

※4（ ）は、第1規制期間総額（5か年計）

「託送供給等に係る収入の見通し」の変更承認申請の概要（2）

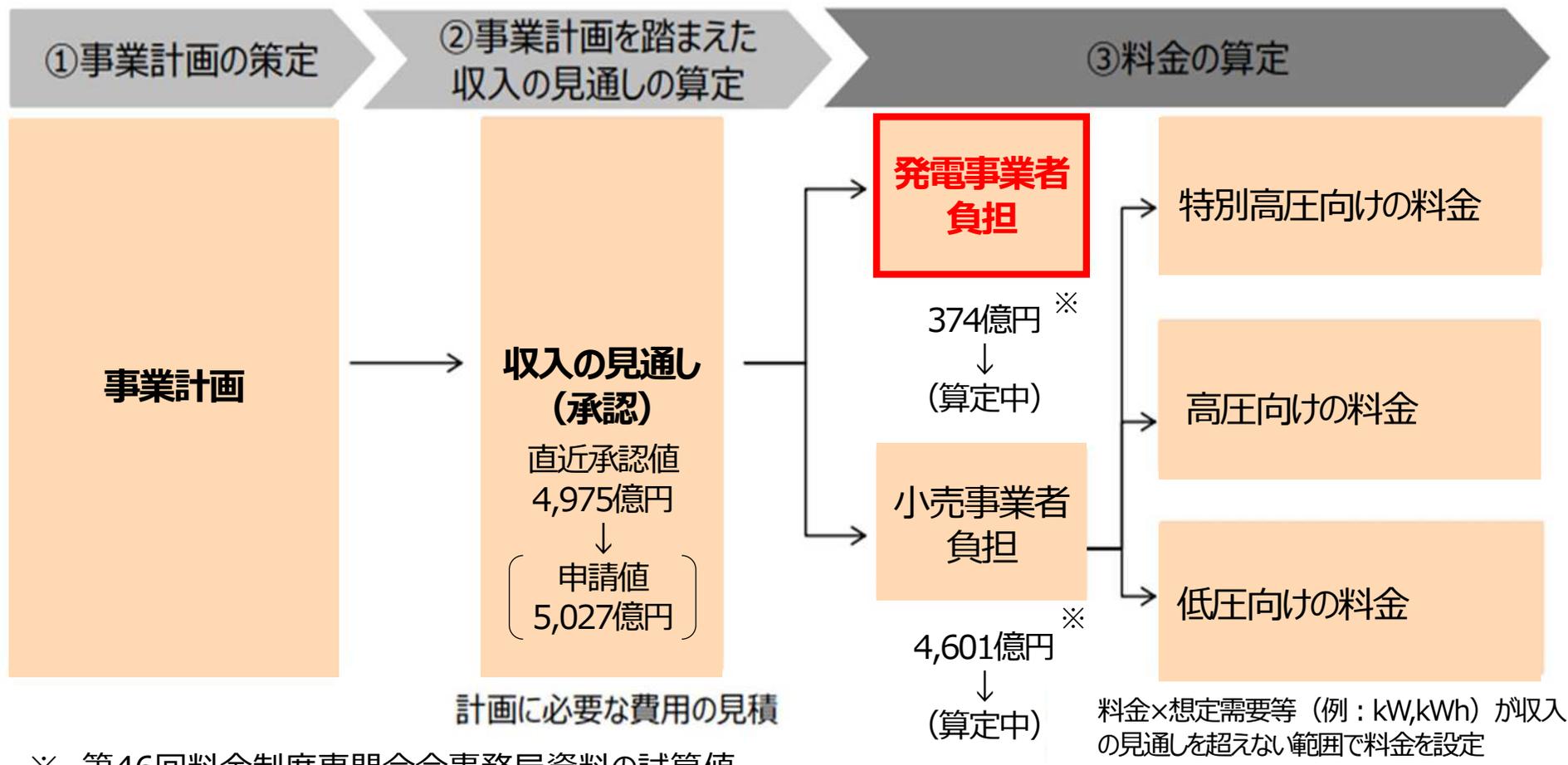
（単位：億円）



	費用区分	変動額		変動理由
		総額 (5か年計)	4か年平均	
直近承認時点での未織込み費用等	-	+221	+55	-
追加供給力公募費用	制御不能費用	+100	+25	2022年度夏季・冬季の追加供給力公募費用実績を反映
インバランス収支過不足		+80	+20	2022年度インバランス収支実績を反映
最終保障供給に係る損益		▲13	▲3	2022年度下期最終保障供給の収支実績を反映
容量拠出金[制度変更]		+37	+9	2025~2027年度容量市場における供給力調達見直しを反映
電源I・I'公募費用	事後検証費用	+17	+4	2023年度向け電源 I・I'公募費用実績を反映
外生的な費用の変動	-	▲11	▲3	-
容量拠出金[約定実績]	制御不能費用	▲7	▲2	2026年度向け容量市場オークション約定実績を反映
ブラックスタート公募費用		▲5	▲1	2023,2026年度向けブラックスタート公募費用実績を反映
合計	-	+209	+52	

- 2024年4月から導入の発電側課金制度は、現在、小売事業者が全て負担している託送料金について、系統の利用者である発電事業者が一部の費用を負担することで、より公平な費用負担とする仕組み
- 発電側課金導入以降は、レベニューキャップ制度における収入の見通しについて、発電事業者・小売事業者負担分を区分し、各々に料金を設定

< 発電側課金導入後の負担イメージ >



※ 第46回料金制度専門会合事務局資料の試算値
(算定時点では必要なデータがそろっておらず、仮定等を踏まえた試算)